

意見書案第3号

上下水道事業に対する国の財政支援の強化等を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年6月27日

東近江市議会議長
西 崎 彰 様

提出者

東近江市議会 産業建設常任委員会
委員長 青 山 孝 司

上下水道事業に対する国の財政支援の強化等を求める意見書

令和6年度から水道事業の所管が厚生労働省から国土交通省へと移管され、上下水道を一体的に所管する体制が整えられたことは、我が国のインフラ基盤の強靱化と持続可能な上下水道事業の経営の観点からも極めて意義深いものであると認識している。

しかしながら、令和7年度の水道事業及び下水道事業に対する交付金の配分額は、上下水道事業者からの要望額を大きく下回る結果となっており、上下水道インフラの老朽化対策や災害対応力の強化を図ろうとする地方の実情や努力に対し、極めて不十分な支援と言わざるを得ない。上下水道施設の老朽化等による事故の報道に国民の関心が高まる中、多くの上下水道事業者においては、人口減少・財政逼迫の状況にあっても、安全・安心な水道水の安定供給と下水処理の適正な維持管理を確保するため、限られた予算と人員で事業運営に取り組んでいる。

今後、必要な国の財政支援が得られなければ、老朽管の更新が遅れ、漏水や管路破損といった重大な事故リスクが増大し、ひいては市民生活の安全確保に支障をきたす恐れがある。

よって、国におかれては、上下水道の基盤強化の重要性を今一度深く認識され、地方の上下水道事業者の実情と要望を踏まえた上で、財政支援を大幅に強化するよう、強く要望する。

記

- 1 必要な予算枠を確保し、上下水道事業者の要望どおりの配分を行うこと。
- 2 補助制度の拡充及び採択要件の大幅な緩和を行うこと。
- 3 地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年6月 日

東近江市議会議長 西 崎 彰

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

国土交通大臣

財務大臣

総務大臣